

公益財団法人栃木県民公園福祉協会の理事及び監事に対する報酬等の支給の基準に関する規程

改正	平成25年	3月27日	平成26年	3月27日
	平成27年	3月27日	平成28年	3月24日
	平成29年	3月22日	平成30年	3月26日
	平成31年	3月26日	令和4年	4月1日
	令和5年	4月1日	令和6年	4月1日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人栃木県民公園福祉協会（以下「協会」という。）定款第26条の規定に基づき、理事及び監事に係る報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 理事及び監事に係る報酬の基準は次のとおりとする。

(1) 常勤理事の報酬は月額とし、報酬額は次のとおりとする。

- イ 理事長 358,000円
- ロ 専務理事 316,200円
- ハ 理事 290,700円

(2) 非常勤理事及び監事の報酬は日額とし、1日につき10,000円とする。

2 報酬の支給は、銀行振込又は現金支給の方法によることとし、支給の時期は次のとおりとする。

(1) 常勤理事 協会職員の例による。

(2) 非常勤理事及び監事 理事会又は評議員会の招集に応じて出席した場合又は協会定款第23条に規定する監事の職務を執行した場合はその都度

3 第1項第2号の規定にかかわらず、栃木県から給与を支給されている非常勤理事及び監事である栃木県職員並びに栃木県知事の斡旋により栃木県と密接な関係を有する公共的団体に再就職し、当該団体の推薦により就任した非常勤理事には報酬を支給しないものとする。

(賞与)

第3条 常勤理事に賞与として支給する期末手当の期別支給割合は次のとおりとし、支給方法は、協会職員の例による。

- (1) 6月期 1.175
- (2) 12月期 1.175

(報酬及び賞与以外の報酬等)

第4条 理事及び監事には第2条及び第3条に定める報酬以外は支給しない。

(栃木県からの派遣職員の特例)

第5条 栃木県職員の身分を有する常勤理事の報酬等については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、栃木県職員の例による。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、理事及び監事の報酬等の支給の基準に関し必要な事項は、評議員会において定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。
- 2 財団法人栃木県民公園福祉協会非常勤役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成12年5月30日制定）及び財団法人栃木県民公園福祉協会非常勤役員等の報酬及び費用弁償に関する細則（平成12年5月30日制定）は廃止する。

附 則（平成25年3月27日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。